飯塚市監査委員告示第15号

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和8年10月29日

飯塚市監査委員　　井　上　信　也

飯塚市監査委員　　永　末　雄　大

1　監査の実施期間

令和8年9月1日(火)から令8年10月29日(木)まで

2　監査の対象部課等

福祉部(高齢者支援課、介護保険課、生活支援課)

3　監査の対象及び範囲

福祉部(高齢者支援課、介護保険課、生活支援課)の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和8年6月までの財務等に関する事務事業の執行について

4　監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5　監査の着眼項目

今回の監査は､財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。

② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。

③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われてい

るか。

④ 事務の決裁が適正に行われているか。

⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。

⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。

⑦ 文書の管理が適正に行われているか。

⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。

⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。

⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6　監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり　7 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

高齢者支援課

1　所管施設等の管理について(局長指摘事項)

高齢者支援課が所管する普通財産(特定目的普通財産)のうち、旧頴田高齢者福祉センター、旧頴田老人憩いの家、旧筑穂高齢者生活福祉センター及び旧特別養護老人ホーム筑穂桜の園の管理について、次のとおり指摘する。

(1)　旧頴田高齢者福祉センターの貸付けについて

旧頴田高齢者福祉センターについては、頴田まちづくり協議会と使用貸借契約を締結し、「地域福祉の拠点施設並びに高齢者の健康の増進､教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設」として無償で使用させている。同契約は3年ごとに更新されているが、直近の契約書は令和5年4月1日付けのものであり、同契約書によれば、その終期は令和8年3月31日であった。

令和8年4月1日以降は、本件施設の貸借に係る合意の成立を証する書面が存在しない状況であるため、従前のとおり貸し付けるのであれば、早急に使用貸借契約を締結すること。

(2)　旧頴田高齢者福祉センターの転貸について

使用貸借契約書第5条によれば、旧頴田高齢者福祉センターの転貸は、あらかじめ書面で市長の承認を受けた場合に限り行うことができるものとされている。

頴田まちづくり協議会は､本件施設の一部を飯塚市社会福祉協議会に転貸し、使用させているが、市長による転貸の承認は、平成30年4月1日付け30飯福高第145号「転貸の承認について(通知)」によるものが最後であった。(1)で述べたとおり、本件施設については3年ごとに使用貸借契約を締結しているのであるから、頴田まちづくり協議会に対し、契約締結の都度、転貸の承認を求めるよう指導すること。

(3)　旧頴田老人憩いの家の管理について

旧頴田老人憩いの家は、旧頴田高齢者福祉センターの南側に位置し、同センターとは渡り廊下で接続されている建物である。本件施設は、本市と頴田まちづくり協議会の間で締結した使用貸借契約に含まれていないものの、同協議会側が鍵を管理し、独自に施錠開錠の判断をするなど、実質的に市が管理しているとはいえない状況にある。

本件施設を旧頴田高齢者福祉センターと一括して管理させるのであれば、使

用貸借契約に含めるか、別途管理業務を委託すること。

(4)　建物の老朽化について

建物台帳によれば、高齢者支援課が所管する建物の構造及び取得年月日は次のとおりであった。

ア　旧頴田高齢者福祉センター(鉄筋コンクリート造)　平成3年7月20日

イ　旧頴田老人憩いの家(鉄筋コンクリート造)　昭和47年6月1日

ウ　旧筑穂高齢者生活福祉センター(鉄筋コンクリート造)　平成7年3月31日

エ　旧特別養護老人ホーム筑穂桜の園(鉄筋コンクリート造)　平成17年3月31日

このうちイについては、洗濯機置場や地元団体の備品置場として利用されているところ、一部の部屋は床板が抜けて畳が傾くなどしていること、また、いわゆるアスベスト規制が始まる前に建築され､取得した建物でもあることから、入館させ、利用させることは努めて避けるべきである。ア及びウについても、取得から30年以上が経過しており、外壁の亀裂、剥落、壁紙の剥離、木製構造物の腐食、空調設備の故障などの劣化が確認された。

所管施設等の劣化状況把握に努め、必要な措置を講じること。

2　備品の管理について(局長指摘事項)

(1)　旧筑穂高齢者生活福祉センター内の備品について

飯塚市物品管理規則(平成18年飯塚市規則第61号)第25条第1項及び第26条第1項によれば、課長等は、使用の必要がなくなったもの又は損傷が著しく使用できないものについては不用の決定をしなければならず、不用の決定がなされた備品については原則として売り払うものとし、一定の条件を満たした場合に限り廃棄することができるとされている。

旧筑穂高齢者生活福祉センター内には、事務机、椅子、パソコン、キャビネット、冷蔵庫、調理器具その他の備品が保管されていたが、備品シールが貼られていないもののほか、備品シールが貼られていても台帳に登録のないものが複数確認された。

不用品については売り払い、又は廃棄すること。今後も使用するものについては、台帳に登録すること。

(2)　備品の廃棄について

本市が無償貸与した重要備品3点について、借受人が本市に無断で廃棄して

いた。飯塚市物品管理規則第25条第1項及び第26条第1項によれば、備品の不用及び廃棄処分の決定を行うのは課長等とされているのであるから、借受人が独断で廃棄することはできない。

借受人が不用と認めた備品については、事前に高齢者支援課長へ報告するよう指導し、同課長による不用及び廃棄処分の決定を経て廃棄すること。

(3)　他課所管備品の混在について

旧特別養護老人ホーム筑穂桜の園の建物内に、社会・障がい者福祉課が所管する書類保管庫が置かれていることが確認された。備品台帳によれば、当該保管庫の所在場所は、隣接する筑穂保健福祉総合センターである。

同センターへ返却する、又は社会・障がい者福祉課と協議して所管課を変更するなど、是正のために必要な措置を執ること。

3　地域包括支援センターの人員配置基準について(局長指摘事項)

本市における地域包括支援センターの事業の人員の基準(以下「本件基準」という。)については、飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年飯塚市条例第38号)第11条の9の規定により厚生労働省令に委任されており、具体的には、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66に定めるところによることとされている。

同条第1項第1号イによれば、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の地域包括支援センターにあっては、原則として、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。)を各1人、専らその職務に常勤する職員(以下「専従常勤職員」という。)として配置することとされている。そして、本件基準は、地域包括支援センター運営事業業務委託契約書にも明記されている(仕様書8.(1))。

契約に基づいて提出された業務実績報告書を確認したところ、受託した事業者のうち3者が本件基準に違反していることが分かった。その内容は、次のとおりである。

(1)　事業者A　少なくとも令和6年度以降、専従常勤職員が2人(主任介護支援専門員1、社会福祉士1)しか配置されておらず、本件基準により配置が求められる3職種のうち、主任介護支援専門員が配置されていなかった。

(2)　事業者B

ア　少なくとも令和7年4月から令和7年12月までの間、専従常勤職員が2人(保健師1、主任介護支援専門員1)しか配置されておらず、本件基準によ

り配置が求められる 3 職種のうち、社会福祉士が配置されていなかった。

イ　令和 8 年 3 月以降は専従常勤職員が 3 人(主任介護支援専門員 1、社会福祉士 2)に増員されたものの、本件基準により配置が求められる 3 職種のうち、保健師の配置が確認できなかった。

(3)　事業者 C　報告書上は専従常勤職員が 3 人(看護師 1、主任介護支援専門員 1、社会福祉士 1)配置されているものの、このうち看護師は令和 8 年 1 月以降休職しており、事実上専従常勤職員が 2 人となっていた。

事業者に対し、本件基準を厳守するよう求めること。

生活支援課

1　委託契約における運用管理等について（局長指摘事項）

飯塚市就労支援業務委託、飯塚市生活保護受給ひとり親家庭等自立支援業務委託、飯塚市生活保護年金相談業務委託において毎月提出される実績報告書に添付されたタイムシートにより生活支援課が出退勤の確認を行っており、仕様書の規定を根拠として生活支援課が勤務状況を直接管理するような運用状況が生じている。

しかしながら、本件は業務委託契約であり、発注者が受託者の従業員の配置日数等を直接指定するような仕様を定め、勤務状況を直接管理することは、実質的な労働者派遣に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 1 号に規定された労働者派遣に抵触する。

業務委託を実施する際には、それが労働者派遣に該当しないよう留意しなければならない。勤務状況を直接管理するような運用方法を早急に変更するとともに、業務委託仕様書の策定にあたっては、配置日数等を直接指定する表現を廃止し、業務において求められる達成すべき成果について記載を行うこと。

また、日々の勤務状況を直接管理する必要性が実態として高い場合は、労働者派遣契約で実施することを検討されたい。

2　飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託について（局長指摘事項）

飯塚市子どもの健全育成支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第 3 条において、本事業の対象者は「学習進度が遅れ、かつ日常の生活習慣等に指導を要すると認められる飯塚市内の小学 4 年生から 6 年生まで児童及び中学生徒で、対象者及びその保護者より書面にて当該事業の参加意思を表した者のうち市長が参加

を認めたものとする。」と規定されている。

しかしながら、飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を確認したところ、「5 参加者の要件 (1)「学び場」への参加者の要件は次のとおりとする。①参加児童については、市内小学校の 4 学年から 6 学年までに在籍する児童で、市に対し、別に定められた参加申込書及び同意書を提出し、参加を認められたものとする。②参加生徒については、市内中学校に在籍する児童で、市に対し、別に定められた参加申込書及び同意書を提出し、参加を認められたものとする。③その他、特に市長が参加を認めたもので、市に対し、別に定められた参加申込書及び同意書を提出し、参加を認められたものとする。」といった広範な基準が追加されており、結果として両者の対象者に乖離が生じている。

仕様書において対象者を拡大する必要がある特段の理由が存在する場合は、あらかじめ要綱の整理（告示や例規類集の掲載を含む。）を行ったうえで、仕様書に反映させること。

次に、要綱第 5 条において、「市は、対象者に対する支援状況等について、適時、団体等へ説明を求め、団体等は定期的に支援実績（支援経過及び効果等）を文書により市に報告するものとする。」とされ仕様書では「受託者は、事業開始後毎月 10 日までに前月の活動状況（月報）を提出し、本事業終了後には、活動状況（年報）及び実績報告書を提出しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、受託者が令和 8 年 3 月に提出した実績報告書の記載内容は見積書となっており、添付された開催実績表（年間）と活動状況報告書（毎月）に記載されている参加児童生徒数は不一致となっている。

提出された書類を形骸的に受理するのではなく、内容を精査し、記述が不十分な場合は再提出を求めるなど、書類の点検体制を強化すること。

3　診療報酬明細書点検等充実事業について（局長指摘事項）

生活保護等版レセプト管理システムクラウドサービス利用契約書（以下「契約書」という。）第 20 条第 1 項において、「乙は毎月遅滞なく甲に対して仕様書に記載のＩＴサービス報告書を提出しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、当該仕様書を確認したところ、報告書の提出に関する具体的な規定や様式等の定めが一切存在しない。また、実務上においても事業者からの当該報告書の提出が一度もなされていない状況が確認された。

契約書と仕様書の記載内容に齟齬が生じた原因を究明するとともに、仕様書の改定を行い、ＩＴサービス報告書の提出を求めること。

4　主任技術者と受注者の雇用関係確認書類について（局長指摘事項）

主任技術者届(生活困窮自立支援相談業務委託、飯塚市就労支援業務委託、飯塚市生活保護受給ひとり親家庭等自立支援業務委託、飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託)に健康保険被保険者証の写しが添付されている。健康保険被保険者証の取扱については、令和2年10月1日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により健康保険法等が改正され、保険者番号及び被保険者記号・番号等について健康保険事業またはこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が設けられたところである。

しかしながら、添付されている健康保険被保険者証の写しについては保険者番号、被保険者等番号・記号が確認できる状態であった。健康保険被保険者証の写しを求める場合にはプライバシー保護の観点から、当該写しの保険者記号・被保険者番号、記号を復元できない程度にマスキングを施すこと。

なお、令和7年12月15日付7飯行契第364号「主任技術者と受注者の雇用関係確認について(通知)」によれば雇用関係確認は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書(氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの)、雇用保険被保険者証、直近三か月分の出勤簿と賃金台帳のいずれかで確認を行うことされていることから、通知に規定された雇用関係確認書類の提出を求めること。